

財務省告示第三十二号

関税法施行令（昭和二十九年政令第一百五十号）第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第三十条第三項の規定に基づき、財務大臣が指定する税関官署は、次の各号に掲げる税関官署とし、平成二十一年二月十六日から適用する。

なお、関税法施行令（昭和二十九年政令第一百五十号）第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第三十条第三項の規定に基づき税関官署を指定する件（昭和六十年四月大蔵省告示第五十六号）は、平成二十一年二月十五日限り、廃止する。

平成二十一年二月六日

財務大臣 中川 昭一

- 一 函館税関札幌税関支署千歳出張所
- 二 函館税関札幌税関支署旭川空港出張所
- 三 函館税関青森税関支署青森空港出張所
- 四 函館税関秋田船川税関支署秋田空港出張所
- 五 東京税関成田税関支署
- 六 東京税関東京航空貨物出張所
- 七 東京税関成田航空貨物出張所

- 八 東京税関成田南部航空貨物出張所
- 九 東京税関東京外郵出張所
- 十 東京税関羽田出張所
- 十一 東京税関新潟税関支署新潟空港出張所
- 十二 横浜税関仙台空港税関支署
- 十三 横浜税関小名浜税関支署福島空港出張所
- 十四 横浜税関川崎外郵出張所
- 十五 名古屋税関中部空港税関支署
- 十六 名古屋税関中部空港税関支署中部外郵出張所
- 十七 大阪税関関西空港税関支署
- 十八 大阪税関伏木税関支署富山空港出張所
- 十九 大阪税関金沢税関支署小松空港出張所
- 二十 大阪税関大阪外郵出張所
- 二十一 神戸税関境税関支署
- 二十二 神戸税関松山税関支署
- 二十三 神戸税関神戸外郵出張所

- 二十四 神戸税関宇野税関支署岡山空港出張所
- 二十五 神戸税関広島税関支署広島空港出張所
- 二十六 神戸税関坂出税関支署高松出張所
- 二十七 門司税関福岡空港税関支署
- 二十八 門司税関博多税関支署福岡外郵出張所
- 二十九 門司税関大分税関支署大分空港出張所
- 三十 門司税関細島税関支署宮崎空港出張所
- 三十一 長崎税関長崎空港出張所
- 三十二 長崎税関八代税関支署熊本空港出張所
- 三十三 長崎税関鹿児島税関支署鹿児島空港出張所
- 三十四 沖縄地区税関那覇空港税関支署
- 三十五 沖縄地区税関那覇外郵出張所